

人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十二日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則
人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一 級別職務表（第三条関係）			
イ 行政職給料表級別職務表			
職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略	略	略	略
6級	3 略 職務	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
ロ 公安職給料表級別職務表			
職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略	略	略	略
5級	1 警察本部の課長補佐の職	警察本部の副隊長、 <u> </u> 、指導官、隊長補佐、セン	警察本部の副隊長、 <u> </u> 、広域捜査官、指導官、隊長補佐、セン

	<p>刑事指導官、取調へ指導官、傍受指導官、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通管制センター所長、交通反則通告センター所長、通告官、外事・国際テロリズム対策室長、航空隊長、<u>警衛・警護室長</u>若しくは災害対策官又は調査官の段階にある警察本部の次長_____</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>3 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務</p>	<p>困難な業務を行う警察本部の副隊長_____、指導官、隊長補佐、センター一長補佐_____、鉄道警察隊長、機動警察隊長、鉄道警察隊副隊長、機動警察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、<u>生活環境特捜班長</u>、<u>強行特捜班長</u>、<u>検視官</u>_____、<u>知能特捜班長</u>、<u>組織犯罪特別捜査班長</u>、<u>薬物捜査指導官</u>、<u>特殊詐欺連合捜査班長</u>、<u>薬物銃器特捜班長</u>、<u>暴力特捜班長</u>、<u>犯罪収益解明班長</u>、<u>機動鑑識班長</u>、<u>広域機動捜査班長</u>、<u>交通事故分析</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>刑事指導官、取調へ指導官、傍受指導官、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通管制センター所長、交通反則通告センター所長、通告官、外事・国際テロリズム対策室長、航空隊長、<u>警衛・警護官</u>_____若しくは災害対策官、_____調査官の段階にある警察本部の次長又は警察学校の副校長の職務</p>	<p>略</p>
<p>3 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務</p>	<p>困難な業務を行う警察本部の副隊長、<u>広域捜査官</u>、指導官、隊長補佐、センター一長補佐、<u>照会センター所長</u>、<u>鉄道警察隊長</u>、<u>機動警察隊長</u>、<u>鉄道警察隊副隊長</u>、<u>機動警察隊副隊長</u>、<u>通信指令官</u>、<u>少年保護対策室長</u>_____、<u>強行特捜班長</u>、<u>検視官</u>、<u>特捜指導官</u>、<u>知能特捜班長</u>、<u>組織犯罪特別捜査班長</u>_____、<u>機動鑑識班長</u>、<u>広域機動捜査班長</u>、<u>交通事故分析</u></p>

		官、被害者連絡調整官、分駐隊長若しくは航空隊副隊長、困難な業務を行う課長補佐の段階にある警察本部の次長、特に困難な業務を行う警察本部の技能指導官又は困難な業務を行う警察学校の副校長若しくは科長の職務
7級	略	略
	1 警察本部の課長の職務	警察本部の科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、主席調査官、監察官、高齢者対策統括官、免許監理官、高齢者交通事故対策官、企画官、交通事故事件捜査統括官、統括検視官若しくは広域捜査官、困難な業務を行う警察本部の調査官、交通聴聞官、公安委員会補佐室長、県民安全相談センター長、情報公開センター長、警察運営企画室長、犯罪被害者支援室長、捜査実践教養室長、取調 [〓] 監督室長、安全・安心まちづくり支援対策官、許可等事務担当室長、子供・女性・高齢者安全対策官、犯罪捜査支援室長、刑事指導官、取調 [〓] 指導官、傍受指導

		官、被害者連絡調整官、分駐隊長若しくは航空隊副隊長、困難な業務を行う課長補佐の段階にある警察本部の次長、特に困難な業務を行う警察本部の技能指導官又は困難な業務を行う警察学校の_____科長の職務
7級	略	略
	1 警察本部の課長の職務	警察本部の科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、主席調査官、監察官、高齢者対策統括官、免許監理官、高齢者交通事故対策官、企画官、交通事故事件捜査統括官、統括検視官若しくは広域捜査官、困難な業務を行う警察本部の調査官、交通聴聞官、公安委員会補佐室長、県民安全相談センター長、情報公開センター長、警察運営企画室長、犯罪被害者支援室長、捜査実践教養室長、取調 [〓] 監督室長、安全・安心まちづくり支援対策官、許可等事務担当室長、子供・女性・高齢者安全対策官、犯罪捜査支援室長、刑事指導官、取調 [〓] 指導官、傍受指導

略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
ハ～リ 略		<p>官、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通管制センター所長、交通反則通告センター所長、通告官、外事・国際テロリズム対策室長、航空隊長、<u>警衛・警護室長</u>若しくは災害対策官又は困難な業務を行う調査官の段階にある警察本部の次長_____</p>	ハ～リ 略		<p>官、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通管制センター所長、交通反則通告センター所長、通告官、外事・国際テロリズム対策室長、航空隊長、<u>警衛警護官</u>若しくは災害対策官、_____困難な業務を行う調査官の段階にある警察本部の次長、<u>警察学校の</u>主席調査官又は困難な業務を行う警察学校の副校長の職務</p>

附 則

この規則は、令和六年三月二十五日から施行する。